

令和2年第8回農業委員会総会会議録

令和2年第8回船橋市農業委員会総会を8月6日午後3時00分船橋市役所6階602会議室に招集する。

出席者

農業委員（13人）

小川 晃 菊池 眞夫 織戸 孝 神山 茂樹 湯浅 清春 石山 幸男 高橋 光一 土橋 博之
藤城 孝義 石井 俊郎 齋藤 教子 金子 一雄 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（1人）

藤平 尚志

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第8回農業委員会総会を開催いたします。 事務局、傍聴人はおりますか。ある場合は傍聴人の入室を許可します。
局長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
議長	それでは、指名いたします。 3番、織戸孝委員と、4番、神山茂樹委員の両名にお願いいたします。 それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い審議に入ります。 局長。
局長	農地法第3条許可申請について、議案第1号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、湯浅審査班長の報告を求めます。

湯浅審査班長

それでは、今月3日、小川晃委員、藤平尚志推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書2ページ、地図1から2ページをご覧ください。

1号議案の1につきましては、南三咲に在住の譲受人が、父が所有する持分の全てを贈与により取得し、農業経営を引き継ぐものです。経営面積は約138アールで、農業従事者は3名、世帯従事日数は405日、農機具を一式保有しております。

議案書2ページ、地図3から4ページをご覧ください。

1号議案の2から3につきましては、関連議案でありますので、一括説明いたします。

車方町と印西市に在住の譲渡人並びに譲受人が当該地を相互に交換により取得し、農業経営の利便性を図るものです。

第1号議案の2の譲受人の経営面積は約180アール、農業従事者は2名、世帯従事日数は300日、農機具も一式保有しております。

第1号議案の3の譲受人の経営面積は約92アール、農業従事者は3名、世帯従事日数は640日、農機具も一式保有しております。

以上3議案につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可するべきものだと思います。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第2号の1から2を上程いたします。

議長

本議案につきまして、湯浅審査班長の報告を求めます。

湯浅審査班長

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図5から7ページをご覧ください。

2号議案の1につきましては、市内で造園業を営む譲受人が、資材置場がないため、事務所の近隣にある当該地を取得し、資材置場として整備するものです。

現地は田、隣接地は雑種地及び用悪水路となっており、周囲は土留め及び柵を施工、雨水については砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。資力については、残高証明書及び融資予定書で確認済みです。また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書3ページ、地図8から10ページをご覧ください。

2号議案の2につきましては、建設業を営む譲受人が、既存の資材置場が手狭かつ返却することから、当該地を賃借し、資材置場として整備するものです。

現地は畑で、隣接地は田、雑種地、用悪水路及び道路となっており、周囲は土留めブロック及び短管パイプ柵を施工、雨水は砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないと思われま

す。なお、隣接農地所有者には説明済みです。資力については、残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上2議案につきましては、許可相当と思われま

議長

す。ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

なければ、採決いたします。

局長
議長
湯浅審査班長

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

農地法第5条許可申請について、議案第2号の3から5を上程いたします。

本議案につきまして、湯浅審査班長の報告を求めます。

引き続き、審査班として所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図11から13ページを御覧ください。

2号議案の3につきましては、障害福祉サービス事業所を営む譲受人が当該地を使用賃借により借り受け、都市計画法第34条第1号により障害福祉サービス事業所1棟を建築するものです。

当事業所は、事業所の利用者が、隣接する農地で収穫した野菜の袋詰め等を行います。

現地は畑で、隣接地は畑及び登記は畑で現況は道路となっており、周囲はブロック及びフェンスを施工、雨水は貯留槽を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま。なお、隣接農地所有者は譲渡人です。

申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して施設利用者に説明する旨の約束書が提出されております。

また、都市計画法の手続については、現在申請中であります。

資力については、融資証明書が添付されており、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書3ページ、地図14から16ページをご覧ください。

2号議案の4につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地9棟として転用するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、道路及び宅地となっており、周囲はコンクリートブロック及びフェンスを施工、雨水は貯留槽を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないと思われます。なお、隣接農地所有者は譲渡人です。

申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は特定建築条件付売買予定地であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

また、都市計画法の手続については、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が、水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に大島記念嬉泉病院と船橋あおぞら保育園の医療施設と福祉施設があることから、第3種農地と判断します。

議案書4ページ、地図17から19ページをご覧ください。

2号議案の5につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、建て売り分譲住宅12棟を建築するものです。

現地は畑で、隣接地は畑、宅地、山林、水路及び道路となっており、周囲はコンクリートブロック及びアルミフェンスを施工、雨水は貯留槽を設け、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し三咲川に放流することから、隣接農地等への被害発生のおそれはないと思われます。なお、隣接農地所有者には説明済みです。

申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境の影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

また、都市計画法の手続については、現在申請中であります。

資力については、残高証明書及び融資証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

- 以上3議案につきまして、許可相当と思われます。
- 議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。
- 齋藤委員 齋藤委員。
- 齋藤委員 5番の案件の最後の19ページなのですが、その下のほう、道路がV字になっていて、間に水色の四角いものがありますね。それが雨水貯留槽で、公園となっていますが、これはその上を公園として使うということでしょうか。
- 議長 審査班。
- 議長 または、事務局。
- 事務局 今、齋藤委員の質問なんですけれども、こちらの地下に雨水貯留槽を埋設しまして、地上は公園として使用する形になります。
- 齋藤委員 そうですか。じゃ、危険がないように。
- 事務局 ないようにです。
- 齋藤委員 分かりました。
- 議長 ほかにご質問、ご異議ございませんでしょうか。
- 議長 （「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしの声がございました。
- 議長 それでは、採決いたします。
- 議長 本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 議長 全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。
- 局長 局長。
- 局長 令和2年度第5次農用地利用集積計画について、議案第3号を上程いたします。
- 議長 本議案につきまして、事務局から説明願います。
- 事務局 議案第3号につきましては、令和2年度第5次農用地利用集積計画についてでございます。議案書は5から6ページでございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。このことにより、市長から、農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がございました。

1は金堀町の畑3筆、計1,930平方メートルに賃貸借権3年、2は車方町の畑2筆、計1,421平方メートルに使用貸借権6年、3は鈴身町の畑1筆、2,313平方メートルに賃貸借権3年、4は高根町の畑1筆、439平方メートルに賃貸借権3年、5は高根町の畑3筆、計1,102平方メートルに賃貸借権3年、以上をそれぞれ新規に設定するものです。

事務局において借手の経営状況等を調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

石山委員。

石山委員

新規就農者について、もう少しご説明いただければと思うんですけども、どういう方なのか。

議長

事務局。

事務局

認定新規就農者ですが、農水産課の基本構想に準じた新規就農者ということで、担い手として認定された方ということになるんですけども、一応我々のほうでこの方について確認したところ、農機具一式も所有しており、農業施設もご自身でご用意されているということとは確認しております。

石山委員

お幾つぐらいの方ですか。

事務局

今現在、〇〇歳です。

石山委員

〇〇歳？

事務局

はい。

石山委員

じゃ、新規ですから、もちろん今まで経験はないということによろしいんですか。

事務局	いえ、もう7年ぐらい、 もう結構前から農業に従事しております。
議長	前にもあったんですね。 事務局のほうから、ちょっと詳しい状況を。
局長	事務局です。この方は新規就農者として認定を受けてやられている方で、以前から農業の経験がある方です。要は過去は違う業種をやっておきまして、農業に新規就農者として入られた方です。
石山委員	何人でやられるんですか。
事務局	この方は、今のところご自身お一人で。
石山委員	分かりました。ありがとうございます。
議長	ほかにご質問、ご意見等ございませんでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	なければ、採決いたします。 本議案につきまして、令和2年度第5次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。 全員一致であります。よって、認定することに決しました。 続いて、事務局より報告がございます。
局長	それでは、報告事項をお話しさせていただきます。 報告事項（1）農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、議案書7から9ページに記載のとおり、6月中に12件の届出を受理いたしました。 報告事項（2）農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、議案書10から18ページに記載のとおり、6月中に32件の届出を受理いたしました。 以上、報告事項（1）、（2）の届出について、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決として受理書を交付

いたしました。

報告事項（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約について、議案書１９ページに記載のとおり、１件の通知がありました。

報告事項（４）転用許可に伴う工事完了報告について、議案書２０から２１ページに記載のとおり、５件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに送付いたします。

報告事項（５）農地の転用事実に関する照会について、議案書２２ページに記載のとおり、１件を局長専決として回答いたしました。

報告事項（６）農地所有適格法人報告について、議案書２２ページに記載のとおり、報告書の提出がありました。事務局にて内容を精査したところ、農地所有適格法人の要件を満たしておりましたので、報告いたします。

報告事項（７）生産緑地地区における行為の制限の解除について、議案書２３ページに記載のとおり、３件の行為の制限の解除がなされ、市長より通知がありましたので、報告いたします。

報告事項（８）農地流動化「ワン・スリー運動」の推進について、本年度も千葉県から依頼がありました。認定農業者など、担い手への農地の利用集積を推進するため、農業委員及び推進委員１人当たりが１年間で３０アール以上新規の利用権設定につなげるという目標が示されております。本日は資料を配付しております。各農家の農地に係る意向の把握や働きかけなど、積極的な取組をお願いいたします。

以上でございます。

議長

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたしました。（ ３時２６分）

続いて、今年度の農地利用状況調査について、事務局から説明がございます。

事務局

令和２年度利用状況調査についてです。資料「利用状況調査について」をご覧ください。

本年度は９月９日から１０月６日にかけて利用状況調査を実施します。利用状況調査では、農業委員、推進委員、農業委員会事務局、農水産課が農地に足を運び、荒廃農地であるかどうか、前年荒廃農地と判断した農地が改善されているかどうかを調査します。調査時間は９時から１７時を予定しております。１日の調査で終わらない場合は、２日目がございます。集合場所は事務局職員より別途連絡をいたします。担当者や調査地区につきましては、別紙の「令和２年度利用状況調査担当表」をご確認ください。

調査方法は、記載の「荒廃農地」の定義に基づき、①通常の農地、②荒廃農地のA分類、③荒廃農地のB分類の3つに区分します。詳細につきましては、後ほどご確認をお願いいたします。

続いて、その他の「注意事項」を、ご覧ください。

まず、汚れてもいい服装でお願いいたします。農業委員、推進委員であることを証明する身分証明書をご持参ください。待ち合わせ場所等につきましては、事務局職員から連絡いたします。

あと、調査に当たり、以前配付しました「千葉県耕作放棄地対策マニュアル」、冊子なんですけれども、こちらをご一読ください。

調査日にご都合が悪い場合は、事務局の担当職員と調整をお願いいたします。

以上です。

議長

それでは、次に事務連絡がございます。

次長

_____ 事務連絡 _____

議長

次に、農業委員だより編集委員長より連絡事項がございます。

農委だより編集委員長

_____ 連絡事項 _____

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後3時29分第3回農業委員会総会の閉会を宣言した。